



- 1 件名 改正水防法施行を前に説明会実施。地域の力を結集し水防力の強化を図る！
～平成25年度 木曽川上流域災害情報協議会幹事会開催～
- 2 概要 今回の幹事会は、近年頻発する水害を踏まえ、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図ることなどを目的として先日公布された改正水防法について、木曽川上流管内の浸水想定区域内市町村の皆様にお知らせするために開催します。
なお、木曽川上流域災害情報協議会は、水害防止、軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び災害時における連携の強化を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的に設置されており、木曽川上流河川事務所、管内の関係各県、関係市町村で構成されています。
- 3 日時 平成25年6月25日(火) 14時～16時
※ 当日、洪水が発生または予想される場合及び气象台から洪水に関する注意報警報が発表されている場合には中止又は順延とする場合があります。
- 4 場所 水辺共生体験館
岐阜県各務原市川島笠田(河川環境楽園内)・・・別紙案内図
- 5 主な議題
 - ① 改正水防法の施行について
 - ② 洪水ハザードマップ作成マニュアルについて
 - ③ その他
- 6 資料 木曽川上流域災害情報協議会幹事会出席予定機関名簿(別紙)
- 7 解禁 指定なし
- 8 配布先 岐阜県県政記者クラブ
- 9 その他
 - ① 当日は、会場の「報道受付」にて13:30より受付を行います。
 - ② 会議場の写真撮影等は、会冒頭の幹事長(木曽川上流河川事務所副所長)挨拶までとさせていただきますのでご了承ください。
- 10 問合せ先
国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所
電話 058-251-1321(代表)
副 所 長 稲葉 傑
防災情報課長 西嶋 裕詞

木曾川上流域災害情報協議会幹事会 参加予定機関名簿

岐阜県岐阜土木事務所
岐阜県大垣土木事務所
岐阜県揖斐土木事務所
岐阜県可茂土木事務所
愛知県一宮建設事務所
愛知県尾張県民事務所
岐阜市
大垣市
羽島市
美濃加茂市
各務原市
可児市
瑞穂市
本巣市
岐南町
笠松町
養老町
神戸町
輪之内町
安八町
揖斐川町
大野町
池田町
北方町
坂祝町
垂井町
一宮市
犬山市
江南市
稲沢市
扶桑町
岐阜県
愛知県
岐阜地方気象台
中部地方整備局河川部
中部地方整備局木曾川上流河川事務所

< 案内図 >

名古屋方面から
 →国道22号を北上、新木曾川橋を渡ってすぐ左側道へ、つきあたりを右折 約2km先を右折、西口駐車場へ。

岐阜方面から
 →国道21号を各務原方面へ「三宅」を右折、「米野」を左折、約1.2km先を右折 東口駐車場へ。

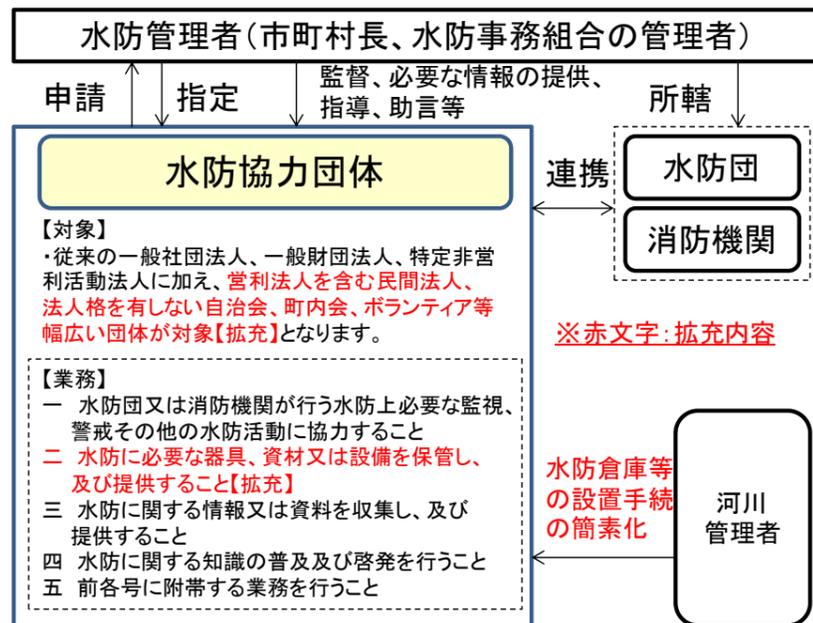


* 駐車場は無料です



概要③ ～水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携～

- 水防団等の水防活動に協力する「**水防協力団体**」について、**営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会等も対象**とし、対象業務として**水防資器材の保管・提供を追加**しました。
- 水防協力団体による河川区域内の**水防倉庫等の設置について手続を簡素化**しました。(河川管理者との協議成立で土地の占用許可と見なす規定の追加)



例えば、以下のことが期待されます。



自治会、町内会、婦人会、自主防災組織等が水防協力団体として、水防演習や水防の普及啓発活動を実施



水防協力団体となった企業からの重機の提供等の円滑化

◆なお、水防協力団体が実施する取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、市町村を通じて支援を受けることができます。

(平成25年6月作成)

(事業者等の皆様へ)

改正水防法のポイント

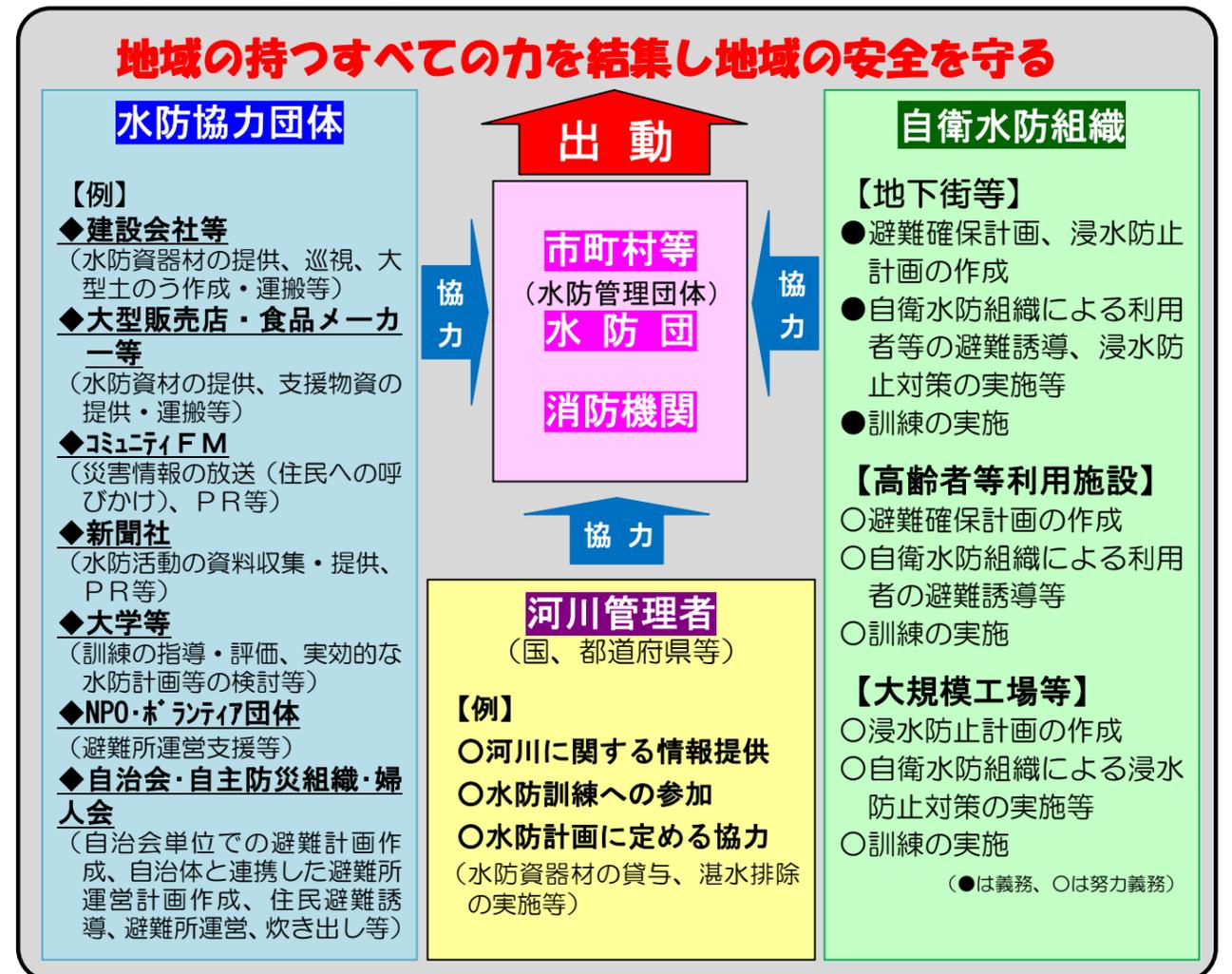
～多様な主体の参画による水防体制の一層の充実～

1. 改正の趣旨

全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中、多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図る。

2. 改正の概要

- ① 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力
- ② 浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進
- ③ 水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携



平成25年6月
国土交通省

概要① ～水防計画に基づく河川管理者の水防への協力～

- 河川管理者と協議の上、都道府県や水防管理者の定める水防計画に河川に関する情報の提供、水防訓練への参加等、河川管理者の水防活動への協力内容を位置づけることとしました。
- 市町村長による避難勧告、避難指示の判断に資するため、河川管理者から関係市町村長に対し洪水予報等の情報を直接伝達することとしました。
(従前は、河川管理者から都道府県経由で水防管理団体に伝達)

○河川管理者の水防活動への協力事例

出水時の河川管理者からの情報提供



水防訓練への参加



河川管理者による水防資器材の貸与



これら協力内容を、河川管理者と協議の上、水防計画に位置づけ

概要② ～浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進～

- 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。
- 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は今回の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの) (※注)
措置の義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織の設置義務あり 構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告

※注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

【サポート体制】

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますので、ご活用ください。

- ◆なお、事業所等で実施されるこれらの取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、市町村を通じて支援を受けることができます。